昭和十五年十月一日

國勢調査申告書

世帯主又は世帯の管理者は申告義務者となり十月一日午前八時迄に申告書を作成し國勢調査員が集めに來たとき渡すこと

申告書の記入を終つたときは重複脱漏や間違ひのないことを確めた上申告者氏名捺印の所に氏名を記入し認印を押すこと

秘

調査區番號 第　號

道府郡島邑面名

町洞里名 三百五 番地

世帯番號 第三十七 號

準世帯種類及名稱

申告書通し番號 第　號

（上欄に府尹又は島司長、下欄は國勢調査員之を記入す）

（枚の内　號）

一 氏名	二 世帯に於ける地位	三 男女の別	四 出生の年月日	五 配偶の關係	六 所屬の産業及職業 (一) 現在 事業所(勤務先を含む)名	事業所の事業種目	自己の勤務する部門の事業種目	職名	事業主なりや否やの別	家族従業者なりや否やの別	(二) 昭和十二年七月一日 事業所(勤務先を含む)名	事業所の事業種目	自己の勤務する部門の事業種目	職名	七 指定技能 (一) 指定の職業 現職 職名	從業期間	前職 職名	從業期間	(二) 指定の學歴 第一種	第二種	第三種	八 兵役の關係	九 出生地	十 本籍地	十一 民籍又は國籍
新井仁植	主人	男	明治三年二月十五日	未婚 有配偶 (屆出の有無) 死離別				小作農	事業主	否						箇年 箇月			學校 學科	學校 學科	大學 學科				
新井永禮	妻	女	明治三十八年十月八日	未婚 有配偶 (屆出の有無) 死離別					事業主	否						箇年 箇月			學校 學科	學校 學科	大學 學科				
		男	年月日	未婚 有配偶 (屆出の有無) 死離別					事業主	否						箇年 箇月			學校 學科	學校 學科	大學 學科				
		男	年月日	未婚 有配偶 (屆出の有無) 死離別					事業主	否						箇年 箇月			學校 學科	學校 學科	大學 學科				
		男	年月日	未婚 有配偶 (屆出の有無) 死離別					事業主	否						箇年 箇月			學校 學科	學校 學科	大學 學科				
		男	年月日	未婚 有配偶 (屆出の有無) 死離別					事業主	否						箇年 箇月			學校 學科	學校 學科	大學 學科				

國勢調査員印

世帯人員（此の欄は國勢調査員之を記入す）

	日本人	朝鮮人	其の他外國人	合計
内地人 男				
女				
男				
女				
男				
女				
男				
女				
計				

（用紙二枚以上を用ひたるときは上欄、下欄完に數部の用紙に記入すること）

申告者氏名

捺印

代書淨寫の別

朝鮮總督府

記入に當り注意すべき點

一、文字はハッキリと、且又は青インクで記入すること。

二、同じ記入事項は、同上、同右と記入せず、くり返し記入すること。

三、記入事項を訂正する場合には、線を引いて抹消し、その傍に正しき記入を爲すこと。

記入の範圍

申告書に記入せらるべき者は、次の者である。

一、一般の者

(イ) 十月一日午前零時に世帯内に現在した者は、總て漏なく記入すること。

(ロ) 十月一日午前零時に偶々屋外に在り又は夜業、夜勤、宿直等の爲世帯のない場所に在つても十月一日中に自己の世帯に歸るべき者は、その世帯に現在した者として記入すること。

(ハ) 十月一日午前零時に汽車、電車又は陸路の旅行中であつて、旅館その他の世帯に宿泊しないことが豫め明な者は、最後に出發した世帯に現在した者として記入し、又豫め明でない者は、十月一日午前八時迄に始めて到着した世帯に現在した者として記入すること。

二、現役軍人、應召中の軍人、軍人に非ざる陸海軍の雇傭人員、帝國版圖外に於て從軍中の軍屬、輜重輸送員・神官神職及宣教家

これ等の者は十月一日午前零時に何處に在つても、夫々次の世帯の一員として、重複脱漏のない樣特に注意して記入すること。

(イ) 配偶者(内縁關係を含む)のある者は、その配偶者の現在する世帯。

(ロ) 配偶者のない者は、その父(父のないときは母)の現在する世帯。

(ハ) 配偶者及父母のない者は、その最年長の子の現在する世帯。

(ニ) 配偶者、父母及子のない者は、その祖父(祖父のないときは祖母)の現在する世帯。

(ホ) 配偶者、父母、子及祖父母のない者は、その最年長の兄弟姉妹の現在する世帯。

(ヘ) 配偶者、父母、子、祖父母及兄弟姉妹のない者は、その召集通報人の現在する世帯。

(ト) 配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹及召集通報人のない者は、その本籍地の府県邑區長の現在する世帯。

以上の場合の父母、子、祖父母、兄弟姉妹とは軍人及軍屬等と同一戸籍内の者に限る。

各欄の記入方

一 氏名

一、普通の世帯では世帯主、妻、祖父、親母、父、母、子・孫・兄・弟・姉・妹及その配偶者等の順序に記入し、夫婦は並べて記入すること。

二、寄宿舎、病院、旅館等の単世帯では寄宿人、患者、宿泊人夫に事務員、雇人等の順序に記入すること。

三、まだ命名しない者は名ツケズと記入すること。

二 世帯に於ける地位

一、普通の世帯では、世帯主は主人、その他の者は世帯主との續柄又は關係を妻、父、母、長男、長男の妻、子守、寄宿等と記入すること。

二、単世帯に在る者は単世帯との關係を寄宿人、患者、宿泊人、船客、事務員、船長等と記入すること。

三 男女の別

男は(男)、女は(女)の樣に○印をつけること。

四 出生の年月日

一、實際生れた年月日を記入すること。

二、生れた年の不明な者は見込の年齢を何歳と記入すること。

五 配偶の關係

一、まだ結婚したことのない者は(未婚)の樣に○印をつけること。

二、現に配偶者のある者は(有配偶)の樣に○印をつけること。尚屆出をした者は(届)、屆出をしない者は(届)の樣に○印をつけること。

三、配偶者に死別又は離別して現に獨身の者は(死別)(離別)の樣に○印をつけること。

六 所屬の產業及職業

(一) 現在

事業所(勤務先を含む)名

一、自分で事業を營んでゐる者はその事業所名を記入すること。家族でその事業に從事してゐる者も亦同じ。

二、農業や漁業等を營んでゐる者で一定の事業所名のない者は單に農業、漁業等と記入すること。

三、雇人、職工、住込の雇人等の樣に人に雇はれてゐる者は勤務先又は主人の營んでゐる商店、工場、會社、官公署、學校等の名稱を記入すること。

四、家事の爲に雇はれてゐる女中、子守、抱運轉手等は家事と記入すること。

五、無業の者はナシと記入すること。

自己の勤務する部門の事業種目

一、二つ以上の事業部門のある工場、會社等に勤務してゐる者は自分の勤めてゐる部門の事業の種類を記入すること。

二、事業所の事業が部門に分れてゐない場合には斜線を引くこと。

三、家事の爲に雇はれてゐる女中、子守、抱運轉手等は斜線を引くこと。

四、無業の者は斜線を引くこと。

職名

一、職業ある者は農、工、商、會社員、職工等と記入せず、如何なる種類の職業であるかを何人にも分り易い樣に有りのままに記入すること。例へばタイピスト、坑内運搬夫、製絲工、保險勧誘員等の如く記入する。

下の「指定技能」の職業名に該當する者はその職業を、括弧書あるものは併せて記入すること。

二、職業の種類を明にする爲取扱品又は生產品をも併せて、例へば單に鑄造工とせず、和洋鑄造工、醬油醸造工の如く記入すること。

三、船長、船舶運轉士等はその職業名の下に乘組船舶の總噸數を四十噸以上又は四十噸未滿と附記すること。

四、直接事務や作業に從事せず、單に人の配置や經營の方針を定め事業を主宰するだけの者は、その職業名の下に專管と附記すること。

五、主として販賣仕入の事務的方面に關にする者、例へば記帳、會計に當る商店主、會社の販賣係員等はその職業名の下に事務員と附記すること。

會社等の販賣係、仕入係にゐる者でも、販賣仕入事務に關はらない者は雇記係、出納係等と記入すること。

六、技師、技手の如き技術者でも單に研究や試驗のみに從事する者は工員研究員等の如く記入すること。

官公署の技師、技手はその技術的知識を實際の作業工程に應用してゐるか又は實地作業の指導に當つてゐる場合に限り何々技術者と記入すること。

七、官公立の病院、學校の附屬醫院で實際診療に當つてゐる官公吏、教授等はその職業名の下に醫師、歯科醫師、藥劑師と附記すること。

官公署等で現業に從事する者は單に雇、傭人等とせず、植字工、道路工夫、出札掛等の如く記入すること。

八、職業がなく收入に依り生計を立ててゐる者は家賃、恩給等と記入すること。

九、世帯主やその家族の業務を補助してゐる從業家族はその職業を記入すること。

家事の爲に雇はれてゐる女中、子守等は家事使用人と記入すること。

無職業の主婦、子女等は無職業の家族と記入すること。

事業主なりや否やの別

一、個人で事業を營んでゐる者は(事業主)の樣に○印をつけること。

二、その他の者は(雇)の樣に○印をつけること。

家族從業者なりや否やの別

一、世帯主又は家族の業務、所謂家業に從事してゐる家族は(家族從業者)の樣に○印をつけること。

二、その他の者は(雇)の樣に○印をつけること。

(二) 昭和十二年七月一日

昭和十二年七月一日(事變直前)に於ける狀態を(一)「現在」の各欄の記入方にならつて夫々記入すること。

七 指定技能

(一) 指定の職業

職名

一、下の「指定技能」の「指定の職業」に掲げた職業に現在從事してゐる者は、括弧書あるものは何實際に呼ばれてゐるかを問はず、あるときはそれ[illegible]

二、その他の者は斜線を引くこと。

從業期間

一、前欄に指定の職業を記入した者はその職業に從事した年月數を記入すること。

二、その他の者は斜線を引くこと。

(二) 指定の學歴

職名

一、「指定技能」の「指定の學歴」に掲げてある學歴を有する者は、その學歴が甲種實業學校程度のときは「第一種」の欄に、專門學校程度のときは「第二種」の欄に、大學程度のときは「第三種」の欄にその卒業又は修業した學校名と學科名(例へば林學科、電氣科の樣に)とを記入し、その他の欄には斜線を引くこと。

二、その他の者は斜線を引くこと。

八 兵役の關係

一、陸軍の歸休兵及豫備役・後備役・補充兵役に在る者で在郷のものは陸軍在郷軍人と記入すること。

二、海軍の歸休中の下士官兵、豫備役・後備役・補充兵役・第一國民兵役に在る者及海軍豫備員で在郷のものは海軍在郷軍人と記入すること。

三、その他の者は斜線を引くこと。

九 出生地

一、朝鮮で生れた者はその道府郡島邑面名を記入すること。

二、内地で生れた者はその道府縣名を記入すること。

三、臺灣、樺太、關東州又は南洋群島で生れた者は夫々臺灣、樺太、關東州又は南洋と記入すること。

四、外國で生れた者はその國名を記入すること。

十 本籍地

一、朝鮮に本籍のある者はその道府郡島邑面名を記入すること。

二、内地に本籍のある者はその道府縣名を記入すること。

三、その他の者は斜線を引くこと。

十一 民籍又は國籍

一、内地人、臺灣人、樺太人、南洋群島人は夫々内地、臺灣、樺太又は南洋と記入すること。

二、外國人はその國籍を記入すること。

三、朝鮮人は斜線を引くこと。

以上は一般の者に付ての記入方であるが、現役軍人、應召中の軍人、軍人に非ざる陸海軍の艦船乘組員、帝國版圖外に於て從軍中の軍屬・輜重輸送員、神官神職及宗教家に付ては下の表に依つて記入すること。

一 氏名	二 世帯に於ける地位	三 男女の別	四 出生の年月日	五 配偶の關係	六 所屬の產業及職業 (一) 現在 事業所(勤務先を含む)名	事業所の事業種目	職名	家族從業者なりや否やの別	事業主なりや否やの別	(二) 昭和十二年七月一日 事業所(勤務先を含む)名	事業所の事業種目	自己の勤務する部門の事業種目	職名	七 指定技能 (一) 指定の職業 現職 職名	從業期間	職名	從業期間	(二) 指定の學歴 第一種	第二種	第三種	八 兵役の關係	九 出生地	十 本籍地	十一 民籍又は國籍
一般の者の記入に同じ。	一般の者の記入に同じ。				陸軍又は海軍(動務先を含む)と記入すること。																斜線を引くこと。	一般の者の記入に同じ。	一般の者の記入に同じ。	現役軍人及應召中の軍人
一般の者の記入に同じ。																					斜線を引くこと。	一般の者の記入に同じ。	一般の者の記入に同じ。	軍人に非ざる陸海軍の艦船乘組員
一般の者の記入に同じ。					陸軍又は海軍(動務先を含む)と記入すること。																斜線を引くこと。	一般の者の記入に同じ。	一般の者の記入に同じ。	帝國版圖外に於て從軍中の軍屬・輜重輸送員・神官神職及宗教家
一般の者の記入に同じ。					陸軍又は海軍(動務先を含む)と記入すること。																斜線を引くこと。	一般の者の記入に同じ。	一般の者の記入に同じ。	

指定技能

農業二關スルモノ
農業技術者
畜產技術者
林業技術者
水產技術者
牧山技術者
冶金技術者
機械技術者
電氣機械技術者
電氣通信機械技術者
航空機技術者
造船技術者
化學技術者
電氣化學技術者
電氣技術者
火藥技術者
燃料學技術者
窯業技術者
レンズ技術者
食料品技術者
醸造技術者
紡織技術者
染色技術者
木工技術者
土木技術者
建築技術者
電氣技術者
電氣通信技術者
氣象技術者
農、林、水產學研究員
鑛、工學研究員
馬關致師
裝蹄師
發破係夫、採炭夫
坑内採鑛夫
坑内運搬夫
坑内支柱夫
坑内充塡夫
坑内運搬夫
鑿井夫、ボーリング工
製鉄工(電氣爐ニ依ルモノ)
製鋼工(電氣爐ニ依ルモノ)
製鋼工(平爐其ノ他ニ依ルモノ)
製鋼工(電氣爐ニ依ルモノ)
非鐵金屬製錬工(其ノ他ノ鑛ニ依ルモノ)
非鐵金屬製錬工(電氣爐ニ依ルモノ)
非鐵金屬製錬工(化學機作ニ依ルモノ)
非鐵金屬製錬工(電解ニ依ルモノ)
造船現圖工
航空機現圖工
其ノ他ノ現圖工
金屬加熱壓工
金屬板壓延伸張工
金屬棒、條壓延伸張工
金屬型鑄工
金屬線伸張工
金屬線取工
機械火造工
熱處理工
鑄物木型工
鑄物砂型工
鑄造工
特殊鑄物工
ケガキ工
旋盤工(金屬ニ加工スルモノ)
旋盤工(木材其ノ他ノ非金屬ニ加工スルモノ)
ダレット工
卓上旋盤工
中ぐり盤工
ボール盤工
平削盤工、形削盤工、竪削盤工
フライス盤工
研磨盤工
研切盤工、ラップ盤工
鋸木工(鋸盤ニ依ル工ヲ含ム)
鋸打工
鋸接工
板金鋸打工
ガス熔接工
電氣熔接工
其ノ他ノ熔接工
バイブ工(金屬所ノ鋼工ヲ含ム)
鉛管工、鉛工
レンズ研磨工
心出、心取工
ガランス目盛工
其ノ他ノ目盛工
蓄電池製造工
バネ工
義肢仕上工、組立工
鋼具工、柴具工
手仕上工
機械器具部品仕上組立工
機械器具組立工
レンズ調整工、ペルサム工
計器組立工
航空機用金屬プロペラ仕上工
航空機用木製プロペラ仕上工
航空機部品組立工
航空機機體組立工
自動車組立工、修繕工
電氣機械器具組立工
電氣通信機組立工
硝酸工
硫酸工
醋酸工
カーバイド工
人造研磨材製造工(酸類ニ依ル工ヲ除ク)
アセトン工
硫化安工
硫化炭素工
硫化水素工
醋酸鉛工
硝化綿工
ニ硫化炭素工
タリセリン分離工
石油工
アルミニウム製造工
黒鉛工
發電、變電工
船體檢査工
機械試運轉工
看護婦

學歴二關スルモノ
第一種
農業、水產、工業及電氣通信ニ關スル小學校卒業程度ニシテ常小學校卒業程度五年以上ノモノ、修業年限三年以上ノモノ
高等小學校卒業程度ニシテ實業學校卒業程度ニシテ常小學校卒業程度ニシテ實業學校卒業程度ニシテ專門學校ノ修業年限三年以上ノモノ
(夜間授業ノモノニ在リテハ四年)以上ノモノ及入學資格ニ於テ此等ト同等以上ト認メラレタル者
第二種
農業、林業、水產、醫業、工業、理學及電氣通信ニ關スル小學校卒業ニ於テ此等ト同等以上ト認メラレタル者
第三種
農學、工學及理學ノ專門學校卒業又ハ此等ノ學校ニ於テ此等ト同等以上ト認メラレタル者
第四種
農業、工業、林業、水產、醫業、理學及電氣通信ニ關スル中學校卒業又ハ此等ノ學校ニ於テ此等ト同等以上ト認メラレタル者
第五種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル大學ノ修業又ハ一年以上ノ修業
第六種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル大學ノ卒業又ハ一年以上ノ修業
第七種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ修業又ハ二年以上ノ修業
第八種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第九種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第十種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第十一種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第十二種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第十三種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第十四種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第十五種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第十六種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第十七種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第十八種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第十九種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第二十種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第二十一種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第二十二種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第二十三種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第二十四種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第二十五種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第二十六種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第二十七種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第二十八種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第二十九種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第三十種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第三十一種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第三十二種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第三十三種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第三十四種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第三十五種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第三十六種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第三十七種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第三十八種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第三十九種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第四十種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第四十一種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第四十二種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第四十三種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第四十四種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第四十五種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第四十六種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第四十七種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第四十八種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第四十九種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第五十種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第五十一種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第五十二種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第五十三種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第五十四種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第五十五種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第五十六種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第五十七種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第五十八種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第五十九種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第六十種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第六十一種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第六十二種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第六十三種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第六十四種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第六十五種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第六十六種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第六十七種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第六十八種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第六十九種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第七十種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第七十一種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第七十二種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第七十三種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第七十四種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第七十五種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第七十六種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第七十七種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第七十八種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第七十九種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第八十種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第八十一種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第八十二種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第八十三種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第八十四種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第八十五種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第八十六種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第八十七種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第八十八種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第八十九種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第九十種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第九十一種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第九十二種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第九十三種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第九十四種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第九十五種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第九十六種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第九十七種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第九十八種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第九十九種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業
第百種
農業、工業、理學及電氣通信ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業